

令和8年5月15日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉田(内3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年4月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	6(6)
職員等	1(1)
計	7(7)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	5
その他	0
計	7

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある中学校の職員の勤務態度に問題がある。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、当該事実は認められなかったとの報告を受けた。
② ある県立学校の職員がパワーハラスメントを行っている。	調査の結果、通報の事実は認められなかった。
③ 県立高校の生徒指導について問題がある。	通報は匿名であり、学校も特定できないため、不受理とした。
④ 学校の生徒指導について問題がある。	通報は匿名であり、学校も特定できないため、不受理とした。
⑤ 県立学校の職員が未成年者に対して不適切な行動をしている。	通報は匿名であり、学校も特定できないため、不受理とした。
⑥ 学校の部活動費の管理に問題がある。	通報は匿名であり、学校も特定できないため、不受理とした。
⑦ 県立高校の生徒指導について問題がある。	通報は匿名であり、学校も特定できないため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 3 ①②⑤

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 4 ③④⑥⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 2

(うち通報内容が事実とは認められないもの) 2 ①②

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの 5 ③④⑤⑥⑦